

○平成30年の改正食品衛生法施行により、6次産業化に取り組む農業者においてもHACCPに取り組むこととなった。

○これまでは、農産物加工中心の個別対象者に重点化し支援してきたが、直売所等も含めたより広範に対象を拡大し、HACCPを理解、実施してもらうこととなった。

○そこで、県食品衛生関係部署等とも連携し、普及指導員への資質向上と農業者への制度の周知に向けた取組を行った。

具体的な成果

普及指導員の活動

1. 普及指導員の資質向上



各地区の生活・6次産業化担当者を中心に、**HACCPを支援できる普及指導員を育成**

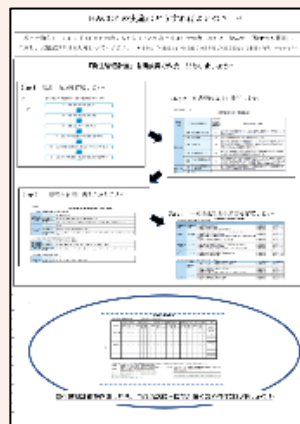
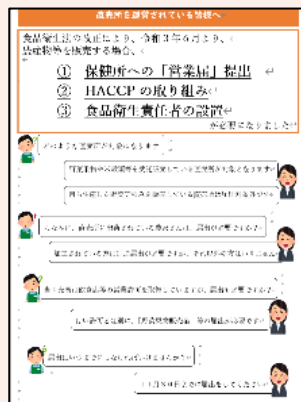
令和2年度

■普及指導員の資質向上

HACCPに初めて取り組む普及指導員がほとんどだったため、専門家を講師に迎え**基礎知識から研修を3回開催**した。

■県食品衛生関係部署やJA等との情報交換の実施

2. 対象となる農業者へのHACCP制度化等周知



チラシ作成事例

令和3年度

■普及指導員の資質向上

食品衛生研修会を1回開催した。

■対象者への制度周知に向けた取組

県食品衛生関係部署と連携し、「**届出制**」**対象者向けのチラシ作成・配布**

普及指導員だからできたこと

・特に「届出制」の対象者となる簡易な加工・販売に取り組む農業者は、普及以外では把握していない可能性が高く、届出の情報が行き届かない恐れがあった。そのため、**普及で候補者をリストアップ、チラシを作成し、制度の周知を図った。**

3. 農業者へのHACCP取組支援

集団・個別支援を実施し、**HACCPを推進**



・**6次産業化サポートセンターや農業経営相談所の制度等を活用し、専門家を派遣した。**特に、輸出を希望する農業者には、専門家と連携し認証取得に向けた取組を実施した。

HACCP の制度化へ対応した 6 次産業化に取り組む農業者支援

活動期間：令和 2 年度～（継続中）

1. 取組の背景

平成 30 年の食品衛生法改正により、新たに届出制の創設や、全ての食品関連事業者が HACCP に取組むこととなった。これまで普及組織では、農産物加工に取り組む農業者を対象に食品衛生や県版 HACCP の取得支援等を行ってきたが、直売所や簡易な加工に取り組む農業者も実施することとなった。

また、6 次産業化を担当してきた普及指導員が減少し、HACCP に初めて対応する普及指導員が大半となったことも重なり、普及指導員の資質の向上も急務であった。

そのため、県食品衛生関係部署等と連携し、普及指導員の資質向上と対象となる農業者等へ制度の周知に向けた取組を実施した。

2. 活動内容（詳細）

（1）普及指導員の資質向上

HACCP について理解するために、普及指導員を対象に研修会を開催した。有限会社食品環境研究センター取締役の新蔵登喜男氏を講師に迎え、令和 2 年度には座学と現地実証を組み合わせ、漬物 2 回（らっきょう漬け、梅干し等梅加工品）、味噌 1 回の合計 3 回、令和 3 年には一般衛生管理を中心に 1 回実施した。

当初、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に沿って研修を進めることを検討したが、講師からのアドバイスもあり、「HACCP 導入のための手引書」をベースとした研修とした。HACCP の考え方に慣れていないため、製品説明書、フローダイヤグラム作成や危害要因の分析等、たいへん苦戦したが、概ね理解できるようになった。



図 1 漬物加工場で研修

（2）対象となる農業者への HACCP 制度化等周知

食品衛生法の改正により新たに加わった点は、①届出制の創設、

②HACCP の制度化、③リコール届出制の創設の3点である。
これらの周知を図るため、次の対策をとった。

① 届出制の創設への対応

「届出制」が創設されたことにより、これまで営業許可が必要なかった直売所や簡易な加工、米等の精米及び販売、製粉等に取り組む農業者も届出を行い、HACCP 等に取り組む必要が生じた。保健所は対象者を把握していないため、そのような農業者を把握している普及指導員からの働きかけが必要であると考えられた。

そのため生活・6次産業化チーム会で進め方を検討し、①各普及センターで対象者をリストアップ、②対象者にチラシを配布、③食品衛生責任者の資格取得と HACCP の取り組み支援、を行うこととした。

ここで問題となったことは、厚生労働省の通知「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」で、その内容は、農業者が自ら生産したものについては、加工等ではなく出荷にあたるものの解釈により、例えば米を精米・販売している農業者でも、自家生産米のみならば届出が必要ないが、他者生産米が含まれば届出と HACCP の実施が必要、と大変説明しづらい内容となっている。

県食品衛生部署とも連携し、通知の内容について、普及指導員と共に届出が必要となる対象の整理を行った。その結果、直売所、営業許可以外の農産物加工、製粉・米穀小売業、機械洗卵、加工品販売の5パターンについてチラシを作成し、保健所への届出と食品衛生責任者の資格取得、HACCP の取り組みを周知することとした。

チラシの構成は、対象者等の Q&A、申請様式の記入方法、食品衛生責任者資格取得の方法、HACCP の実施、問合せ先等とした。

ソバ粉等の製造販売や、他の生産者が栽培した米穀の販売をされている皆様へ

食品衛生法の改正により、令和3年6月より、
米穀等を販売する場合、

- ① 保健所への「営業届」提出
- ② HACCP の取り組み
- ③ 食品衛生責任者の設置

が必要になりました

どのような人が対象になりますか？

他の生産者さんのお米も併せて、精米や販売されている方が対象となります。宅配やネット販売等をされている方も対象となります。

自分のお米のみを販売されている方は届出等の対象になりません。

自分のお米等で米粉やそば粉を製造販売していますが、対象になりますか？

はい、該当しますので、届出等が必要です。

JA 出荷と直売所で委託販売しているだけで対象になりますか？

いいえ、対象になりませんので、届出不要です。

製粉への委託販売は対象になりますか？

いいえ、対象になりませんので、届出不要です。

少額販売ですが、販売額の下限はありますか？

ありません。少額でも届出が必要となります。

図2 チラシ事例①

【他者産の米も含めて精米販売している農家向け】

福井県では、米農家が転作のソバでソバ粉を製造販売しているケースもあるため、製粉も含めて周知するようにした。

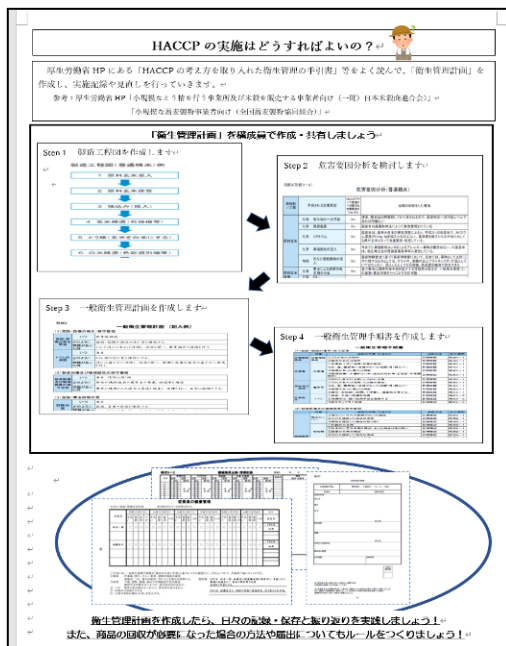


図3 チラシ事例②

HACCPについては手引書を活用し概要を説明



図4 チラシ事例③

米の食品表示や米トレーサビリティ法、GAP についても追記した

(3) 農業者への HACCP 取組支援

県単位では、一般社団法人ふくい農林水産支援センターの研修事業として、令和2年より年1回集合研修を開催している。熱心に質問する農業者と戸惑いが大きい農業者とに二分されている印象がある。

各普及指導センターでは、集合研修と個別指導で対応しているが、経営相談所の専門家派遣を活用し普及指導員と共に対応にあたるケースもある。集合研修では、営業許可業種を絞って対応するなど、効率的に理解が進むように工夫して実施されている。

3. 具体的な成果（詳細）

(1) 普及指導員の資質向上

HACCP 実践に向け、何を支援すればよいかがわかる普及指導員が育成された。

(2) 対象となる農業者への HACCP 制度化等周知

周知については、ほぼ情報がいきわたったと思われる。

(3) 農業者への HACCP 取組支援

周知はされたが、届出をしていない農業者や計画作成、記帳の実施をしていない農業者はまだ多いとみられる。

4. 農家等からの評価・コメント（A氏）

計画書の作成や記録をつけていくのは大変だが、取り組まなければいけない内容は理解できたので、今後相談しながら実施していきたい。

5. 普及指導員のコメント（福井県農業試験場・主任・大濃純子）

HACCP 等について、普及にはどこからも情報が来ないという大変残念な状況になっている。さらに、普及指導員は HACCP を支援する必要はない、という声もある。確かにガイドライン等にも、GAP はあってもそのベースとなる HACCP についてはどこにも触れられていない。しかし、食品安全のベースとして大切な部分であるので、普及組織としても対応していくべきではないかと考え、今後も引き続き支援を行っていきたい。

6. 現状・今後の展開等

残念ながら「HACCP に取組んでいます」、と胸を張って言える農業者はまだ少なく手探りで進めているのが現状である。今後、普及指導員の資質向上と併せ、農業者向けに理解しやすい資料を作成し、取組の推進を図りたい。また、リコール制度への対応はこれからなので、どのような支援をする必要があるか検討していきたい。

また、できれば生産から消費者までのフードチェーンの流れで、GAP と併せて HACCP の推進を図りたいと考える。



図5 フードチェーン全体で取り組む食品安全の考え